

改正

平成28年5月1日告示第30号

平成29年11月21日告示第70号

愛南町新エネルギー等導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、環境への負荷の少ないエネルギーの利用の促進、地球温暖化の防止及び資源の有効利用の推進を図るため、自然環境への負荷を低減する機器を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、愛南町補助金等交付規則（平成17年愛南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つもので、住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流のある方式で系統連系するものをいう。
- (2) 燃料電池 国が実施する家庭用燃料電池システム導入支援事業の補助対象機器に指定されているものをいう。
- (3) リチウムイオン蓄電池 一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の補助対象機器に指定されているものをいう。
- (4) ガスコージェネレーションシステム ガスエンジンユニット及び貯湯ユニットから構成されるガスエンジン給湯器で、次の要件を満たすものであること。
 - ア カタログ値においてガスエンジンユニットの総合効率が低位発熱量で80パーセント以上であること。
 - イ 貯湯ユニットの容量が90リットル以上であること。
- (5) ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） 次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 「ECHONET Lite」の規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
 - イ 居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し、蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。

ウ 空調、照明等の電化製品への制御機能を有すること。

エ 太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電システムとの接続機能を有すること。

(6) クリーンエネルギー自動車 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象機器として指定している電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）及びクリーンディーゼル車（CDV）をいう。

(7) 補助対象機器 前各号に掲げる機器で、未使用のもの（リース機器を除く。）

(8) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号の規定による居住を目的とする居室で、延べ床面積の2分の1以上を有するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有し、かつ、現に居住している者又は事業完了後直ちに町内に住所を設置し、かつ、居住しようとする者で、次の各号に定める補助対象機器の購入に対し、それぞれ当該各号の条件に該当し、町税等を滞納していないものとする。

(1) 太陽光発電システム及び燃料電池 電力会社と電力受給契約を締結する者で、自らの居住の用に供する住宅に設置し、又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の補助対象機器付き住宅を購入する者

(2) リチウムイオン蓄電池、ガスコージェネレーションシステム及びホームエネルギーシステム 自らの居住の用に供する住宅に設置し、又は建売住宅供給者等から自ら居住するために町内の補助対象機器付き住宅を購入する者

(3) クリーンエネルギー自動車 自家用として購入する者

（補助対象機器及び補助金額）

第4条 補助対象機器及び補助金の額は、別表のとおりとし、1世帯につき各補助対象機器ごとに1機器を限度とする。ただし、クリーンエネルギー自動車については、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新エネルギー等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、新エネルギー等導入促進補助金交付（変更・却下）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に対して通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、第5条の規定により提出した書類の内容を変更をしようとするとき又は交付決定を受けた事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、新エネルギー等導入促進補助金交付変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）に關係書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請により交付決定を変更するときは、その内容を審査し、新エネルギー等導入促進補助金交付（変更・却下）決定通知書により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助対象者は、当該完了の日から起算して1か月以内（前条の規定により補助事業の変更の承認を受けた場合は、当該変更の承認に係る通知書を受領した日から1か月以内）又は補助事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日までに、新エネルギー等導入促進補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に關係書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金額の確定及び交付）

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、実績報告書等を審査し、当該補助対象事業の完了を確認の上、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

（交付の取消し及び返還）

第10条 町長は、補助対象者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（処分の制限）

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けた補助対象機器を法定耐用年数の期限内において、廃棄、売却等により処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（協力）

第12条 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて電気、ガス及びガソリン等の使用量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(愛南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱及び愛南町住宅用燃料電池・蓄電池システム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 愛南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年愛南町告示第20号)

(2) 愛南町住宅用燃料電池・蓄電池システム設置費補助金交付要綱(平成26年愛南町告示第23号)

附 則(平成28年5月1日告示第30号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年11月21日告示第70号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

| 補助対象機器 | 補助金の額 |
|--------------------|---|
| 太陽光発電システム | 太陽電池モジュールの最大出力のキロワット数(単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下第3位を四捨五入し、出力が8キロワットを超える発電システムにあつては8キロワットとする。)に25,000円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、増設の場合は、8キロワットから過去において補助金の交付を受けた発電システムの最大出力を差し引いたものとする。 |
| 燃料電池 | 補助対象機器購入費から国その他の補助金の収入額を控除した額の10分の1以内又は10万円のいずれか低い方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 |
| リチウムイオン蓄電池 | |
| ガスコージェネレーションシステム | |
| ホームエネルギーマネジメントシステム | |
| クリーンエネルギー自動車 | 一般社団法人次世代自動車振興センターが設定している補助金の額と同額とする。ただし、燃料電池自動車については、上限100万円とする。 |